

令和6年度国民健康保険等医療費現況調査事業業務 仕様書

1 業務名

令和6年度国民健康保険等医療費現況調査事業業務

2 業務の目的

香川県内の国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険等におけるレセプト情報等を用いて、国民健康保険等の医療費等を分析し、市町に分析・整理した内容を提供することにより、医療費適正化に資すると共に、市町の効果的・効率的な保健事業の実施や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などを支援する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 契約限度額

48,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

(1) 業務内容

香川県（以下「県」という。）及び市町別に、レセプト情報、特定健診（後期高齢者医療制度における健診を含む。）結果データ及び介護データ等（以下「レセプト情報等」という。）を用いた分析を行う。

- ・分析対象：令和元年度から令和5年度の市町の国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険。各項目の分析結果は別途言及のない限り、国民健康保険、後期高齢者医療制度別に示すこと。

① 基礎分析

ア 総医療費の状況

レセプト件数、医療費、患者数、患者一人当たりの医療費、被保険者一人当たりの医療費、レセプト一件当たりの医療費等により、県及び市町の国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る医療費の全体像を明確にする。

イ 高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち、予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病を分析する。

ウ 疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（121分類）」別の医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にする。

エ 服薬情報及び受診行動に関する分析

レセプト情報等を用い、重複受診、重複服薬、頻回受診、多剤投与について、受診した

医療機関数、性別、年齢階層別、処方数量別、薬効分類別等による分析を行う。

オ 後発医薬品普及率促進に関する分析

- ・ レセプト情報等を用い、後発医薬品の使用状況について、使用量・使用割合（数量ベース）、数量・使用割合（金額ベース）を性別・年齢階層別に、市町別の分析を行い、市町別（医療機関所在地）の置換効果額を明らかにする。医療機関別の使用量・使用割合（数量ベース）のリストを提供する。
- ・ バイオ後続品の使用状況について、成分別に市町別（医療機関所在地）の分析を行う。

② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に資する分析

ア 筋骨格系疾患分析

フレイル対策、介護予防及び二次性骨折予防に資する分析として、筋骨格系疾患に関し、生活習慣・疾病・要介護度の状況を確認し、性別・年齢階層別に、市町別の分析を行う。

イ 介護に関する分析

介護レセプトや介護基礎情報等を用いて、「生活習慣、医療受療、介護予防サービス」の「介護費、要介護度」等への影響について、要介護度別・性別・年齢階層別に、市町別の分析を行う。次の例のような分析のほか、市町にとって有益な分析を行うこと。

- ・ 介護保険の被保険者数・認定数・介護費（施設・在宅サービス別）利用者数の全体像
- ・ 介護認定度・介護サービスの種類（施設、通所等）毎の医療費
- ・ 生活習慣・疾病と要介護度の関係について分析する。

ウ 低栄養に関する分析（後期高齢者医療制度のみの分析）

後期高齢者において低栄養の状態が継続すると疾病を有する割合が増加し、要介護状態へと移行しやすくなることが知られている。レセプト情報等を用いて（後期高齢者の質問票やBMIをふまえること）低栄養の該当者を集計すると共に、生活習慣・疾病・要介護度との関係について、性別・年齢階層別に、市町別の分析を行う。

③ 医療内容に注目した分析

- ・ オンライン診療、かかりつけ医（地域連携）、かかりつけ薬局、訪問看護、時間外受診、お薬手帳持参等、国が進めようとしている医療の浸透度や、患者側の適正な受診行動に着目して、レセプト情報等を用いて、性別・年齢階層別に、市町別の分析を行う。
- ・ 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療として本県における抗菌薬の使用状況及び、医療資源の投入量に地域差がある医療としてがん化学療法の実施状況について、性別・年齢階層別に、市町別の分析を行う。
- ・ リフィル処方箋の使用状況について市町別（薬局所在地）及び県全体の使用回数・割合を示すと共に、リフィル処方を実施している診療科、疾病内容、薬効分類等の実態を分析する。リフィル処方を実施している医療機関等別（医療機関、薬局）のリストを提供する。

④ 市町国保における医療費の地域差の要因分析（国民健康保険のみの分析）

県内で特に医療費の高い4市町が、他市町と比較して高額となっている要因を、医療提供側要因（医療機関数等）、患者側要因（受診行動、主要な疾病等）、社会環境要因（就労状況、所得等）等の多角的な視点から分析と考察を行う。

分析に当たっては、4市町において現時点で把握している要因等（仕様書別紙1のとおり）を参考にするほか、当該市町にヒアリングを行い（※）、効果的な分析や手法により要因を抽出する。さらに、その結果を基に、当該市町に対して医療費を抑制するための効果的な保健事業等の提案を行う。（要因の項目や分析の手法は、県及び市町と協議のうえ決定する。）

※市町ヒアリングは少なくとも1回は対面で行うこととし、対面ヒアリングの実施日は県庁にて1日間（4市町同日）で行うよう県が市町と調整する。

⑤ 被用者保険と国民健康保険等の分析

被用者保険の加入者と被扶養者が国民健康保険や後期高齢者医療制度に移行することを考慮したとき、被用者保険における傾向が移行後の保険制度に、医療費の面、健康面でどのような影響を与えているか、若年層の多い被用者保険からどのような保健事業に取り組むべきかなどを考察するために、医療費適正化に資する次の分析を行う。

・厚生労働省から配布されている医療費適正化計画に係るNDBデータ（データブック）やNDBオープンデータ等を用いて、被用者保険、国民健康保険等における疾病傾向、医療費等について性別・年齢階層別に分析し、保険制度間の傾向を比較考察する。

⑥ ノウハウを活用した独自の分析

医療分野のみの分析だけでなく、国や香川県が公表している統計を用いてレセプト情報からは読み取れない社会環境要因等の分析を行う。

⑦ 企画提案書

基礎分析以外の項目について、中間結果報告書の分析項目の目次案、結果報告書の分析項目の目次案を具体的に示すこと。各分析項目の分析目的、性別・年齢階層（5歳刻み）別等の集計方法、見える化の工夫（グラフ、GIS等）を示すこと。

⑧ 中間結果報告会（Web形式も可）

県、市町等職員を対象として、中間結果報告書を用いて内容の報告及びこれに対する意見徴収を行い、最終分析結果に反映させる。

⑨ 分析結果報告会（Web形式も可）

県、市町等職員を対象とした分析結果報告会（30人程度）を開催する。分析結果報告会では、本業務で実施した分析手法等を解説することとし、テキストを「成果物」に記載のとおり準備すること。限られた時間で説明するために工夫すること。

⑩ 上記①～⑨で得られた結果に基づき、県への報告書を作成する。

⑪ 分析等に当たっては、下記に留意すること。

ア 保健事業の対象者を絞り、効果的な保健事業を実施できるようにするため、分析では、令和元年度から令和5年度のデータについて、性別・年齢階層（5歳刻み）別に、地域は県全体・市町別に、国民健康保険・後期高齢者医療制度別に集計する。ただし、各分析項目の目的にそぐわない場合は、県と協議のうえ集計の仕方、集計年度及び分析方法を変更してよい。

イ 分析、調査するデータは県、市町、年齢階層及び性別等でデータの平準化を行う。また、質問票データの「いいえ」と「無回答」を区別するなど、適正に分析する。

ウ 分析項目、内容については、県と協議のうえ、最終決定する。

エ 分析結果は、表、グラフ等により可視化する。

(2) スケジュール

レセプト情報等提供、分析開始	令和6年6月下旬
(1) ④の市町ヒアリング開始	令和6年7月中旬ごろ
中間結果報告書納入期限	令和6年11月上旬～中旬
中間結果報告会	令和6年11月下旬～12月上旬
分析結果報告書①納入期限	令和7年1月末
分析結果報告会	令和7年3月上旬
分析結果報告書②等納入期限	令和7年3月31日

(3) 委託業務の実施方法

- ① 実施にあたっては、事前打ち合わせを含め、十分に打ち合わせを行いながら進めること。
- ② 成果物の提出を行うとともに、本事業の成果について、県の指示に基づき分析結果報告会を行うこと。また、県からの質問に対し、適宜対応すること。
- ③ 成果物の提出に際しては、県が実務的に活用できるものとなるよう、国などにおける議論の動向などに関し配慮されたものとする。

(4) 成果物

	成果物名	数量	納入期限
1	中間結果報告書 本編 ※1	紙媒体 50部 (+電子データ 1セット)	令和6年11月上旬～11月中旬
2	結果報告書第一部 本編 第一部 (1) ④の全結果報告	紙媒体 50部 (+電子データ ※2)	令和7年1月末
	資料編	電子データ ※2	

	(※2) 2に関する全電子データ及び結果報告書未掲載の範囲を含む分析で得られた統計資料等の編集可能データ		県用 DVD 又は CD 1部 市町別 DVD 又は CD 17×1部	
3	結果報告書 第二部	本編 第二部 (1) ④以外の全結果報告	紙媒体 50部 (+電子データ ※3)	①当初納品分析 結果報告会開催 の10日前まで
		資料編	電子データ ※3	
	(※3) 3に関する全電子データ及び結果報告書未掲載の範囲を含む分析で得られた統計資料等の編集可能データ		県用 DVD 又は CD 1部 市町別 DVD 又は CD 17×1部	②最終納品 令和7年3月31 日(月)

※1 中間結果報告書では、全体の中間結果をまとめることとするが、(1) ④のうち「医療提供側要因、社会環境要因」部分は中間結果報告書に含めること。中間結果報告書の電子データは1セットを県宛てに納品する。(媒体は問わない)

※2 結果報告書第一部は(1) ④の全結果の報告書として、結果報告書第二部は(1) ④以外の全結果の報告書として作成すること。中間結果報告会及び分析結果報告会においては、中間結果報告書及び結果報告書第一部・第二部を用いて、使用したデータがどのように活用されているか分かるように説明し、市町担当者にも理解しやすい発表とすること。

※3 結果報告書は「本編」、本編の内容の根拠となるグラフや表等のデータをとりまとめた「資料編」をそれぞれ作成し納品すること。「本編」内には内容を簡潔にまとめた概要ページを設けるほか、市町担当者が手に取り閲覧しやすいように、参照箇所を見つけやすくする工夫や、ビジュアル面の工夫をすること。

成果物は、表やグラフで加工可能な Microsoft Excel 形式及び研修会等で利用できる Powerpoint 形式等の電子データで提出する。

成果物の構成等に関しては県と協議し最終的に決定すること。

6 分析に活用するデータ等(詳細は仕様書別紙2「県から提供するデータ一覧」のとおり)

- ① KDB システム出力帳票
- ② 電子レセプトデータ(歯科レセプトを除く)
- ③ 特定健診等データ管理システムデータ
- ④ 香川県歯科独自質問票データ
- ⑤ 介護保険システムデータ
- ⑥ 総合システムデータ
- ⑦ 広域連合電算処理システム被保険者マスタ情報(①内の被保険者マスタ情報を使用すること)
- ⑧ 医療費適正化計画に係る都道府県別 NDB データ(データブック)
- ⑨ その他(令和2年度から令和5年度の本事業の成果物本編 PDF データ)

※提供データは主に令和元年度から令和5年度分である。

※⑧については2019年度から2022年度診療分のデータである。

※国や信頼できる機関のオープンデータも積極的に活用し、組み合わせて分析を行うこと。

※(1)④の4市町毎の必要な追加データは、ヒアリング後に随時提供を受けること。

7 著作権の取扱い

- (1) 本業務により制作された成果物の著作権及び著作権は、県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用をしてはならない。
- (2) 受託者は、県に提出した成果物の中に受託者が保有する既存著作物が含まれる場合は、その利用について承諾するものである。
- (3) 成果物に含まれる第三者の著作権その他一切の権利についての交渉・処理は受託者の責任と負担で行うものとする。また、第三者から成果物に関しての著作権その他一切の権利侵害を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとする。

8 情報等の取扱い

- (1) 受託者は本業務の実施により知り得た情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は本業務の実施により知り得た情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受託者は本業務の実施のために県から提供を受けた個人情報を記録したデータ及び県の承諾を得て行った複写又は複製物については、この契約による事務処理の完了後直ちに廃棄又は消去の上、その旨を報告しなければならない。

9 集計誤りの防止

- (1) データの集計誤り等を防止するため、チェック体制を構築し、業務着手前に県に書面で報告を行うこと。
- (2) 業務中は集計誤りがないよう細心の注意を払うとともに、業務終了後にチェック実施状況を書面で県に報告を行うこと。

10 再委託の禁止

- (1) この業務の履行について、業務の全部若しくは一部（主たる部分に限る）又は契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、その他県が必要とする事項を記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 前項の規定により県の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により受託者が負担する義務と同等の義務を課すとともに、

再委託先の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

11 その他留意事項

- (1) 受託者は本業務を実施するに当たり、県に業務計画書（作業スケジュール）を提出し、県の承諾を受けるものとする。
- (2) 受託者は本業務の目的等を十分理解した上で、同様の業務経験を豊富に有した担当者を適正に配置し、県からの問い合わせ等に迅速に対応すること。
- (3) 受託者は常に県と密接な連携を図り、業務の各段階で県と協議すること。協議後は、協議概要を取りまとめて2営業日以内に県へ提出すること。
- (4) 受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 仕様書に定めのない事項及び細目については、必要に応じて、県と受託者で協議の上、定めるものとする。